

鳥取県手をつなぐスポーツ祭り補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県手をつなぐスポーツ祭り補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、知的障がい児（者）及び肢体不自由児（者）が一同に集い、スポーツを通して自らの健康増進と体力向上を図るとともに、社会参加意識の高揚及び障がい者に対する社会の理解と協力を促進することを目的とする鳥取県手をつなぐスポーツ祭り（以下「祭り」という。）の開催に要する経費に対し、補助金を交付し、もって障がい者福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、祭りを主催する鳥取県手をつなぐ育成会とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、祭りの開催に要する経費（県補助金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、168,000円を限度額とする。

2 本補助金の交付の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書及び収支予算書を添付し申請するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金の交付は、概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日（祭り開催経費を精算した日）から20日を経過する日までに行わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月13日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月20日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。